

非農地証明とは

非農地とは、土地登記簿上の地目が農地（田・畑）で、その現状が農地以外の土地になっているもので、一定の条件を満たしている場合、非農地として証明を受けることが出来る土地です。

【非農地証明の手続きについて】

非農地証明の対象とするものは、原則として次のとおりです。

- ・ 農業振興地域の整備に関する法律に定める農用地区域内の土地でないこと
- ・ 農地法による違反転用の処分対象地となった土地でないこと
- ・ 農地法が施行された日（昭和 27 年 10 月 21 日）よりも前から非農地であった土地
- ・ 自然災害による災害地等で農地への復旧ができないと認められる土地
- ・ 昭和 27 年 10 月 21 日以降農地であった土地で、耕作不適・耕作不便などやむを得ない事情によって 10 年以上耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧ができないと認められる土地
- ・ 昭和 27 年 10 月 21 日以降、人為的に転用した土地で、転用事実行為から既に 20 年以上経過しており、その開発行為及び建築行為などにつき、他法令の許認可を受けているか又は、受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地
- ・ 農地法施行規則第 5 条第 1 項に該当する農業用施設等に転用された土地
- ・ その他農地転用許可を要しない事案等で、転用行為が完了している土地

必要書類 ※原本と副本を各 1 部ご用意ください。

- (1) 証明願
- (2) 登記事項証明書（全部事項証明書）
- (3) 公図
- (4) 付近見取図(1/2500 の図面にて当該地を明示してください)
- (5) 農地でなくなってから 20 年を経過しているか、または、災害による場合であることを客観的に証明する書面
- (6) 住民票(発行後 3 か月以内)
- (7) 現況写真
- (8) 自治会長、農会長、水利代表者の確認書
- (9) 理由書
- (11) その他必要な書類
 - ・ 委任状等(申請者と土地の所有者が違う場合)
 - ・ 転用後の使用用途がわかる書類（建て替え等の工事の平面・立面図等）
 - ・ 相続登記が未了の場合は申請者が相続人であることがわかる書類(遺産分割協議書等)

【お問い合わせ先】

詳しくは、猪名川町農業委員会(町農業環境課内) 072-766-8709 まで